

基本に回帰する簿記・会計の指導—その1—

～新会計基準に振り回されないために～

横浜市立横浜商業高等学校教諭 粕谷 和生

1. はじめに

いわゆる新会計基準の相次ぐ登場とともに商法の目まぐるしい改正が行われ、学問的にも実務的にも、いまだに混乱が続く中で、今日の高校における簿記会計教育は大きく揺らいでいる。新会計基準の多くは、その根底に流れる会計観が、伝統的な会計観とは大きく異なるため、処理や表示の面などで従来にはない方法がとられることがある。

したがって、新会計基準の指導にあたっては、新しい会計観の理解が不可欠といえる。しかし実際には、会計観についてはなおざりにして、日商簿記受験用に書かれた簿記学校のテキストを丸写しにした授業が行われることも少なくない。また、全商の簿記検定は日商のように、新会計基準に勘定科目を合わせて出題すべきだという意見が寄せられたりもする。

新会計基準に振り回されるこうした現状を踏まえ、本稿では簿記・会計の指導における、しっかりとした座標軸を描きたい。それは、とりもなおさず、簿記・会計の基本を明確にすることにほかならない。

2. 基礎と基本の意味

(1) 辞書的意味

基礎・基本重視の教育の重要性が叫ばれて久しい。基礎と基本というタームからは、似たような語感を受けるが、教育の世界では、どのように解すればよいのか。もし、この二つが同義であるのなら、わざわざ二語繋げて表現する必要はない。広辞苑には基礎と基本の意味について次のように書かれている。

- 基礎：①その上に建物を建てたり大きな装置を設置したりするためにすえる土台。いしづえ。
②それを前提として事物全体が成り立つような、もとい。
③建築に先立って地面をならし固めること。
基本：①物事がそれに基づいて成り立つような根本。

(2) 本稿における基本の意味

本稿のテーマは「基本に回帰する簿記・会計の指導」である。ここでいう「基本」は次のような意味で用いたい。例えば学習内容A・B・Cがあるとす。Aは仕訳の方法に関する内容、Bは現金・預金に関する内容、Cは決算に関する内容など何でもよい。

このとき内容Aの中で、所定の時間内の学習において、外せない項目あるいは絶対に理解させなければならない項目があるとき、これを「基本」という。また、BやCのそれぞれの中に、同様の項目があれば、それらもまた基本である。

これに対し基礎とは何か。これは学習順序の問題である。つまり、ある内容Bを学習するとき、その前に必ず理解しておかなければならないことAがある場合、Aを指してBの「基礎」という。そしてCを学習するとき、その前に必ず理解しておかなければならないBがあるとき、Bを指してCの基礎という。

3. 簿記と会計の定義

(1) 簿記会計と簿記・会計

かつて簿記会計Ⅰ、簿記会計Ⅱという科目があったが、現在は簿記と会計である。「簿記会計」と「簿記・会計」とでは意味が違う。簿記会計というのはアメリカ流で、そこには簿記と会計の区別はない。Bookkeepingという用語があるが、アメリカではほとんど使われず、簿記も会計もすべてAccountingと称される。内容的な区別が必要な場合に、簿記が「初級Accounting」会計が「中級Accounting」と言われる。

これに対し、簿記・会計というように両者を区別する考え方はドイツ流で、簿記と会計のそれぞれに、明確な機能なり役割を見出す。今日の学習指導要領では、科目名を簿記と会計に分けているので、我々の指導のあり方も、その方向で考えていく必要がある。

(2) 簿記と会計の定義

一橋大学の安藤英義教授は、簿記と会計を次のように定義している。「簿記と会計という用語は、いずれも本来の意味をもっている。簿記とは帳簿付け、すなわち帳簿記入の意味であり、会計とは勘定、すなわち財貨の責任計算の意味である。……省略……取引の記帳に簿記の本領があり、財務諸表に会計の本領がある。決算は簿記から会計への移行領といえる。ここで、簿記の本領が日常の取引記帳にあることを忘れてはならない。」(簿記会計の研究：第4章)

また同論文で、簿記は「不易性と普遍性」を特質とし、会計は「時代性・国家性」を特質とするから、何をどのように教育するかも、また当然に異なるとも述べている。

4. 簿記の基本

(1) 簿記の目的

簿記の教科書は、新課程用として3点出版されているが、「簿記の目的」については、3点ともそろって本文2ページ目に、次のように記述されている。

- ①一定期間の経営成績を明らかにする。
- ②一定時点の財政状態を明らかにする。

これに対し「会計の目的」は、どのように記述されているか。「会計」の教科書も新課程用として3点出版されているが、簿記の目的と全く同じことが、どの会計の教科書にも書かれている。もう少し正確にいうと、本来、会計の目的であるはずの上記①②が簿記の目的として書かれている。これは、先にみた簿記と会計を区別しない考え方である。

学習指導要領が簿記と会計を分けている以上、両者の違いを認識し、本来的な簿記の目的を指導する必要がある。本来的な簿記の目的とは何か。一橋大学の新田忠誓教授は、「人は先ず財産を管理するために簿記を付ける。」(財務会計論・簿記論入門：第1章)と述べ、簿記の本来的目的が財産管理にあるとしている。もしそうでないとしたら、簿記の中で補助簿を学習する意味を説明することはできない。簿記の目的が経営成績と財政状態の報告だけであるとしたら、簿記で教える帳簿は、仕訳帳と総勘定元帳だけで足りるからである。

なお、実教出版の「新簿記」(代表著者 新井益太郎・稲垣富士男)は、「財産管理」を簿記の目的

の一つとして明記しており、極めて正確な記述となっている。

(2) 簿記の歴史

新学習指導要領は、これまで扱ってこなかった「簿記の歴史」を指導することを明示している。しかし、これが検定試験に出ないなどの理由で、ほとんど指導されていないのが実態である。また、「歴史をやっても、検定試験に合格する簿記の力はない。」と言う人もいる。

そもそも、新学習指導要領に簿記の歴史が入ったのは、「歴史を通して簿記の不易性や普遍性に触れ、簿記を学ぶ必要性について理解させる。(学習指導要領解説p 48)」ためである。つまり簿記学習の動機付けである。

15世紀にイタリアで始まり、そして今日、世界共通のビジネス言語となった簿記の歴史を振り返ることで、簿記を学ぶ意義が実感できる。それにより、簿記を学び続けたいという意欲がわかれば、あとは加速度的に学習が進む。検定試験の問題を早く正確に解くだけの「解き方教室」は、簿記学校に任せておけばよい。

(3) 簿記一巡の手続き

「取引→仕訳→転記 ⇒ 勘定記録→決算」の流れがいわゆる簿記一巡の手続きである。現行の学習指導要領も「簿記一巡の手続き」という表現を初めて採用し、大項目「簿記の基礎」の中で指導するように指示している。

この場合問題になるのは、商品に関する勘定の使用についてである。多くの場合、次の3つのケースが試されている。① 分記法 ② 3分法 ③ 使用せず(サービス業)

伝統的に高校の簿記で採用されてきたのが、①の「分記法」である。そして、簿記一巡の手続きの学習が終了し、各種取引の学習段階に入ると「3分法」を指導する。この時「もう分記法は忘れていい」と言うに等しい口調で「これからは、ずっと3分法でいく」と宣言する。

そのようなことから、始めから3分法を指導し、分記法を省く指導法がある。一部の専門書が採用している。この方法による簿記一巡の手続きは、決算整理が絡むため初学者には難解である。簿記一巡の手続きの学習では、商品の決算整理ではなく、決算

手続き全体の流れを理解させることが目標である。3分法は、簿記一巡の手続きの学習目標を達成するうえで障害となると考えられるため基本とはならない。

一方、商品に関する勘定を使用しないサービス業を前提として、簿記一巡の手続きを学習させる方法はどうか。生徒がイメージしにくいという欠点があるとともに、いずれは商品に関する取引を中心に学習させるわけであるから、それほど明確な効果がないのであれば、①の分記法が良いと考える。また、分記法は今日流行の資産負債アプローチに通じるところもある。

(4) 手形の割引

金融商品基準二・二・1により手形の割引は、金融資産の消滅要件を満たしていることから、手形の売却と位置づけられた。教科書もこれを受け、「手形の割引は手形の売却である」旨の記述がなされている。ここで問題になるのは、従来の割引料勘定と実務指針という手形売却損勘定のどちらを基本として指導すべきであるかということである。

割引料は手形の割引を行えば発生する費用であり、また、珠算検定などでは依然として割引料云々という問題が出されると聞く。こうしたことから簿記教育でも割引料勘定をこれまでどおり用いる方がよいという意見がある。

しかし、金融商品基準では、従来のような考え方をとらない。金融商品基準二・二・3では、「消滅した金融資産の帳簿価額とその対価としての受け払い価額との差額を当期の損益として処理する。」とある。また、日本公認会計士協会の実務指針136を計算式に置き換えると

割引による入金額－保証債務時価相当額

＝帳簿価額－手形売却損

これが資産負債アプローチの考え方である。つまり、入ってきた資産と出て行った資産を先ず始めに認識し、その差額として費用なり収益をとらえる。この考え方は、伝統的な収益費用アプローチとは180度異なる。このことを端的に表した問題が、下記の日商簿記検定3級の問題である。割引料云々という表現は一切見られない。

例：約束手形¥400,000を銀行に売却し、手取額¥383,000を当座預金とした。(平成14年11月)

金融商品基準は資産負債アプローチに軸足を置く

IASBやFASBの強い影響を受けて設定された基準である。新しい会計観に基づく処理であることを認識し、手形の割引に際しては、手形売却損勘定を用いる処理が簿記の基本になったと考えるべきであろう。

(5) 貸し倒れの見積りの処理と表示

実務指針125は損益計算書に表示する貸倒償却と貸倒引当金戻入の相殺表示を強制している。これを受け某大手会計専門学校の教員は「私の学校では、差額補充法だけを教え、洗替法は教えないことになりました。」と言った。

この発言は、先に見た財務諸表を本領とする会計と記帳を本領とする簿記を先ず混同している。そして実務指針が、相殺表示を指示するに至った背景についても考えていない。実務指針125は財務諸表の表示に関する規定である。つまり会計の領域の問題である。これを簿記処理にまでその規定が及ぶと勘違いして、洗替法を教えないというのは、新会計基準に振り回されている典型といってよい。

そこで次に、会計上の問題ではなく簿記上の問題として、差額補充法と洗替法の位置付けを考えてみたい。例として、決算時の貸倒見積り額10 貸倒引当金残高6の場合、両者の処理法はそれぞれ次のようになる。

(差額補充法)

(借) 貸倒償却 4 (貸) 貸倒引当金 4

(洗替法)

(借) 貸倒引当金 6 (貸) 貸倒引当金戻入 6
貸倒償却 10 貸倒引当金 10

まず、決算時の貸倒引当金残高6は、前期末の売上債権に対して設定されたものであり、当期末の貸倒見積り額10は、当期末の売上債権に対して設定されたもので、設定根拠は全く別のものである。ならば、全て一旦クリアして新たに引き当てる、すなわち洗い替え処理が論理的であり、原則処理と位置付けることが出来る。

これに対し、差額補充法は上記の論理性を無視して差額のみを計上するため、簡便法といえる。差額補充法は、商品に関する決算整理で

(借) 仕入 6 (貸) 繰越商品 6
繰越商品 10 仕入 10

と仕訳するところを

(借) 繰越商品 4 (貸) 仕入 4

と仕訳するに等しい方法である。まさに簡便処理で

ある。

以上のことを踏まえ、次に表示レベルの問題を会計の時代性・国家性の観点から考えてみる。実務指針125が出た背景には、「わが国のデフレ時代における経営者の経常利益を大きく見せたい。」という実務慣行上の願望がある。

相殺表示即ち損益を純額表示すれば、しない場合に比べ経常利益が大きく表示できる。また、今日の資産負債アプローチの大きな流れの中では、損益の純額表示はさらに進むものと予想される。

以上から実務的な要請として損益の純額表示は理解できるものの、学習上は簿記と会計との間に連続性が失われる。つまり、簿記では洗替法、会計では純額表示というのでは、その違いを生むに合理的理由が必要であるが、それが経営者の願望というのでは、いささかお粗末である。

ここは、従来どおり損益計算書の作成においても貸倒償却と貸倒引当金戻入の両建表示を指導するのが、簿記から会計へのスムーズな移行が可能であり基本と考える。(つづく)

実教出版発行 全商模擬試験問題集

2005年版

全商簿記実務検定模擬試験問題集

1級	原価計算	定価420円
1級	会計	定価420円
2級		定価410円
3級		定価390円

9月発行予定

平成16年度版

全商商業経済検定模擬試験問題集

1・2級	商業法規	定価680円
1・2級	マーケティング	定価680円
1・2級	商品と流通	定価630円
3級	ビジネス基礎	定価630円

9月発行予定

平成16年度版

全商情報処理検定模擬試験問題集

COBOL	1級	定価700円
COBOL	2級	定価630円
Visual Basic	1級	定価未定
Visual Basic	2級	定価670円
ビジネス情報	1級	定価800円
ビジネス情報	2級	定価650円
	3級	定価600円

9月発行予定

平成16年度版

全商珠算・電卓実務検定模擬試験問題集

1級	定価700円
2級	定価650円
3級	定価550円

平成16年度版

全商ワープロ実務検定模擬試験問題集

1級	定価770円
2級	定価680円
3級	定価660円
3・4級	定価680円
キートレーニング+4級	定価650円